公益社団法人野田市シルバー人材センター
安全就業基準

（目　的）
第 1 条　この安全就業基準は、公益社団法人野田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。
（会員の遵守義務）
第 2 条　会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。
（安全心得）
第 3 条　会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。
（1）作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
（2）器具類は、使用する前に必ず点検すること。
（3）服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
（4）作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
（5）加齢による諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。
（6）作業現場は、常に整理整頓に心がけること。
（7）共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
（8）酒気を帯びての就業は、絶対にしないこと。
（9）帰宅時は、交通事故に注意すること。
（10）健康には、常に注意をし、健康な状態で就業すること。
（11）仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。
（作業別安全・適正就業基準）
第 4 条　会員は、植木剪定・除草・清掃等の作業に従事する場合は、作業別・適正就業基準（別表）を守り、安全・適正就業に努めなければならない。
（安全保護具）
第 5 条　会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じ命綱を使用すること。
2　会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し、作業に従事しなければならない。
（交通災害の防止）
第 6 条　会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自動車やオートバイ、自転車にあっては、

十分注意し運転しなければならない。

2　会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、帽子・腕章を着用する等、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第 7 条　会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第 8 条　会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第 9 条　会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。

2　会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前後に点検し安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3　会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第 10 条　会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2　会員は、常に疲労が蓄積しないよう休養を十分にとるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第 11 条　会員は、自宅等から仕事場との往復時や就業中にけがしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第 12 条　会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附　則

この基準は、公益社団法人野田市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。